

保総発0131第 2号
平成23年 1月31日

日本産科婦人科学会理事長 殿

厚生労働省保険局総務課長



出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について

出産育児一時金等の受取代理制度については、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第6号）別添2「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」（以下「実施要綱」という。）において、その取扱いが定められたところである。

実施要綱の第3に基づき、平成23年度に受取代理制度を導入する医療機関等が行う届出について、下記のとおりとするので、貴会会員への周知等につき御配慮願いたい。

記

1 対象医療機関等

対象医療機関等は、実施要綱の第3のとおり、年間の平均分娩取扱件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等とする。

2 届出方法について

平成23年度において、受取代理制度を導入する予定である医療機関等は、「受取代理制度導入届」（別添）に必要事項を記載の上、平成23年2月28日（月）までに、下記あてFAX又は郵送にて、送付すること。

※ 平成23年2月以降に新たに分娩の取扱を開始した医療機関等であって、受取代理制度を導入するものについては、分娩取扱開始後速やかに送付すること。

（送付先）厚生労働省保険局総務課企画調査係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線3175）

03-3595-2550（直通）

FAX：03-3504-1210

3 留意事項

(1) 届出時期

届出については、1年ごとに行うことを予定していること（1年ごとに、改めて届出の取扱について示す予定であること。）。

(2) 医療保険者への情報提供

受取代理制度を導入する医療機関等の名称及び所在地については、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成し、医療保険者あて情報提供することとしているので、あらかじめ承知おき願いたいこと。

受取代理制度導入届

1. 施設の基本情報等について、記載願います。

※(2)・(3)については、該当するものに○を付して下さい。

※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1) 施設名称	
(2) 施設属性①	ア 医療機関 ・ イ 助産所
(3) 施設属性②	ア 産婦人科単科 ・ イ その他
(4) 所在地	
(5) 連絡先	TEL : FAX : 担当者 :

2. 以下の(1)及び(2)について、直近の会計年度の実績を記載願います。

※ 平成23年2月以降に新たに分娩を取り扱うこととなった医療機関等については、記載は不要です。

(1) 分娩取扱件数 (件)	
(2) 医業収入に占める正常分娩に係る収入の割合 (%)	

3. 受取代理制度を活用する理由を記載願います。 (任意・自由記載)

- (例) ・直接支払制度への対応が、資金繰りの面から困難であるため
・直接支払制度への対応が、事務負担の面から困難であるため

出産育児一時金等の受取代理制度の活用を希望するので、本届を提出いたします。

平成 年 月 日 (代表者名)

印

(注意事項)

2. の(2)における医業収入は、次の①から③までの収入とします。

- ①入院診療収入…保険診療収入（医療保険、公費負担医療など）、公害等診療収入（公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険など）、その他の診療収入（自費診療、特別室の特別料金など）
- ②外来診療収入…保険診療収入、公害等診療収入、その他診療収入
- ③その他の医療関係収入…助産又は妊婦等の保健指導による収入、学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料など